

各種援助制度について

1. 就学援助制度

就学援助制度とは、高槻市教育委員会が、児童生徒が学校で学習するために必要な費用を保護者が負担することが困難な場合、一定の条件を満たしていれば、その保護者（家庭）に対してその費用を援助する制度です。

①. 申請から認定まで

- 1) 保護者が市役所の受付場所に行き、申請します。（5月初旬～5月中旬）
- 2) 単年度の認定なので申請は毎年行います。
- 3) この期間外でも、生活の状況が変わった場合、その時点で申請できます。
- 4) 教育委員会の審査があります。条件にあわない場合は却下されることもあります。

②. 援助費の内容（小学生の場合。年度により変動の可能性あり）

費 目	内容・金額など
学用品費・通学用品費・校外活動費	月額1,000円～1,300円程度
学校給食費	実費全額
新入学児童生徒学用品費	新1年生の児童が対象。受給のためには前年度の1月初旬～2月初旬ごろに申請が必要です
宿泊を伴う校外活動費の交通費及び見学科	実費(限度額あり)
修学旅行費の宿泊費、交通費、見学科など	修学旅行の実費全額
通学費	片道4km以上の場合、実費
医療費 ※治療前に学校に「医療券」の交付を申し出て、受領してから病院などに行ってください。 ※日本スポーツ振興センター災害共済金の掛金は免除となります。	学校の定期健康診断で見つかった次の疾病 トラコーマ及び結膜炎、白癬、疥癬及び膿か疹（とびひ）、中耳炎、慢性副鼻腔炎（蓄膿症）及びアデノイド、寄生虫病（虫卵保有を含む）、う歯（虫歯）

※詳しい内容は、毎年4月中旬にお配りする高槻市教育委員会発行の「就学援助制度のお知らせ」をご覧ください。お問い合わせ先：高槻市教育委員会 保健給食課
場所：高槻市役所（総合センター11階）電話：674-7608

2. 支援学級就学奨励費

支援学級に在籍する児童生徒で、生活保護・就学援助を受けていない児童生徒のうち、一定の条件を満たしている場合に給付されます。

申請は、就学援助費のように保護者が直接教育委員会の窓口で行うのとは違い、申請書と必要書類をそろえて、学校を通じて申請します。認定も学校を通じての通知となります。詳しくは、学校にお尋ねください。